

成田市制施行70周年記念事業実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 成田市制施行70周年記念事業（以下「事業」という。）の円滑な実施を図るため、成田市制施行70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の企画及び立案に関すること。
- (2) 事業実施のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 事業のPR等に関すること。
- (4) 事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業を実施するために必要な事項

(組織)

第3条 実行委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 実行委員会に会長及び副会長を置き、会長は、成田市長をもって充て、副会長は、委員の同意を得て、会長が指名した者をもって充てる。

- 2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(監事)

第5条 実行委員会の会計を監査するため、監事を置く。

- 2 監事は、委員の同意を得て、会長が指名した者をもって充てる。

(経費)

第6条 実行委員会の経費は、成田市負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(事務局)

第7条 実行委員会に関する事務を円滑に遂行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、別表第2に掲げる部署をもって組織する。
- 3 事務局に事務局長を置き、成田市企画政策部企画政策課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務局会議を主宰し、会議を総括する。
- 5 事務局長に事故があるときは、事務局長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 事務局の事務は、成田市企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（一部改正 令和6年3月27日）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

